\Diamond

盛岡市プレスリリース

~ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡~

令和5年1月12日 環境部 廃棄物対策課

市政記者クラブ加盟社 各位

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の 開催結果について

本日開催された「令和4年度第2回県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」において、 次のとおり協議がなされたのでお知らせします。

1 協議会開催日時・場所等

日時 令和5年1月11日(水) 15時45分~16時04分

場所 盛岡市勤労福祉会館5階大ホール

出席者 盛岡広域8市町長ほか (傍聴者 9人)

2 協議結果

(1) 盛岡広域環境組合の設置に係る協議について

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町(以下「関係市町」 という。)は、ごみ処理(ごみの焼却処理等)に関する事務を共同処理するため、「盛岡広域 環境組合」を設置することについて協議し了承した。

ア 組合規約(案)の概要

- (ア) 共同処理する事務(主なもの)
 - ① 一般廃棄物処理計画の策定
 - ② ごみ処理施設の設置、管理及び運営、一般廃棄物の中継運搬
 - ③ エネルギー利活用施設の設置・管理運営

(イ) 関係市町の経費負担

経費区分		負担割合等	
	組合設置の日からごみ処理施設の 供用開始の日の前日までの経費	均等割 人口割	100分の10 100分の90
施設に関する事務を除く。)に係る経費	C * / / C Z / MERK * > [V / 11 / 11 / 11 * > 1	利用割	100分の100
エネルギー利活用施設に関する事務に係る経費		盛岡市 100分の80 盛岡市を除く7市町 100分の20 (7市町間の内訳は人口割)	

イ 今後のスケジュール (予定)

令和5年1月 組合設置に係る知事への許可申請

2月 盛岡広域環境組合設置(知事の許可の日)

(2) 県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定について

関係市町は、新たな一部事務組合の設置後も相互に連携し、ごみ処理広域化の推進に係る焼却処理以外のごみの中間処理、最終処分、3Rの推進等について協議検討を進めていくため、 当該相互連携に係る協定を締結することについて協議し了承した。

ア 協定(案)の概要

- (ア) 焼却処理以外の中間処理に関する基本方針 不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理について、共同処理体制の構築の検討を進める。
- (4) 最終処分に関する基本方針 新たな最終処分場の共同での設置について検討を進める。
- (ウ) 3 Rの推進に関する基本方針
 - ・ 新焼却施設の受入基準は、現盛岡地域の基準範囲を超えないものとする。
 - ・ 関係市町が実施している分別収集・資源化の取組は、原則として継続する。
 - ・ プラスチック類の資源化は、新焼却施設の稼働までに関係市町の全域で実施する。

イ 検討体制

協定に基づく不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理、及び最終処分に係る協議検討を進めるため、関係市町及びごみ処理に係る一部事務組合(滝沢・雫石環境組合、岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合及び盛岡広域環境組合)で構成する「県央ブロックごみ処理体制検討協議会」を設置する。

ウ 今後のスケジュール (予定)

令和5年2月 協定締結

3月 県央ブロックごみ処理体制検討協議会設置

【担当】 環境部廃棄物対策課ごみ処理広域化推進室 室長 菊池 与志和 TEL 651-4111 (内線8303)